

公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（案）の概要

令和 8 年 3 月
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

趣 旨

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）により立入検査制度が創設されることに伴い、改正法による改正後の公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）を実施するため、法第 16 条第 1 項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定めるもの。

概 要

法第 11 条第 1 項において、事業者は公益通報対応業務に従事する者を定めることが義務付けられ¹（以下「従事者指定義務」²という。）、法第 16 条第 1 項では、従事者指定義務の規定の施行に必要な限度において、事業者に対して立入検査等を行うことができる³こととされている。また、同条第 3 項において、同条第 1 項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととされているところ、本府令では、当該身分を示す証明書の様式を定めることとする。

今後の予定

公 布 令和 8 年 6 月【P】
施 行 令和 8 年 12 月 1 日（改正法の施行の日）

以上

¹ 常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については、努力義務（法第 11 条第 3 項）。

² 現行法（改正法による改正前の公益通報者保護法第 11 条第 1 項）にも規定されている。

³ 常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については、立入検査等の対象外（法第 16 条第 1 項）。